

# 石 金 道

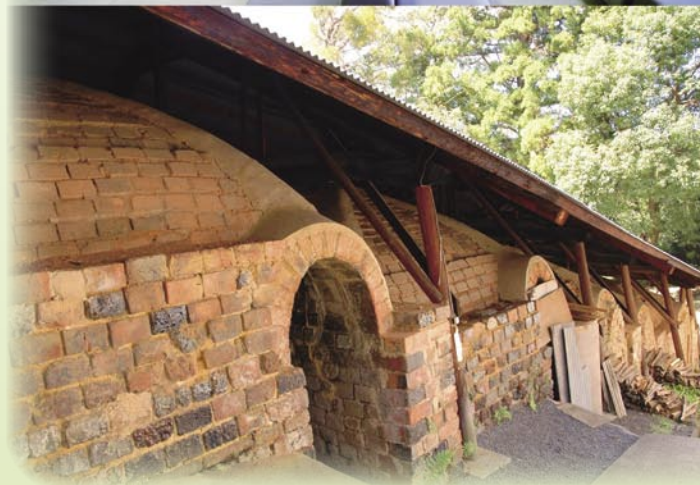
ISHIZUCHI

# 3

共済だより

平成26年(2014)

Vol.278



陶街道五十三次(砥部町提供)

- 被扶養者の異動手続はお早めに！—— 2
- 育児休業手当金の給付率引上げ予定—— 3
- 柔道整復師(接骨・整骨院)のかかり方—— 3
- 知っておきたい！退職後の共済制度—— 4
- 教育ローン・マイカーローンのことなら共済組合へ！—— 8
- 事業内容改正のお知らせ(貯金・貸付事業)—— 9
- 人間ドック等申込状況のお知らせ/他—— 10

## CONTENTS

春は卒業、進学、就職のシーズンです

## 被扶養者の異動手続は

お早めにお願ひします

今年度も残すところあと1か月となり、卒業、進学、就職など、ご家族に異動が多い時期を迎えました。

被扶養者の方に異動が生じた場合は、被扶養者の認定・取消等の手続が必要となります。年度が替わる忙しい時期、異動手続を忘れがちになりますので、下図で被扶養者の異動手続の必要があるか確認していただき、該当となる組合員の方は、速やかに手続をお願いします。

### 就職するとき

被扶養者の取消手続が必要ですので、次の書類を提出してください。

- 被扶養者申告書
- 組合員被扶養者証

### 学校を卒業したが就職ができないとき

学校卒業後、就労の意思がありながら就職が決まらなかったため、引

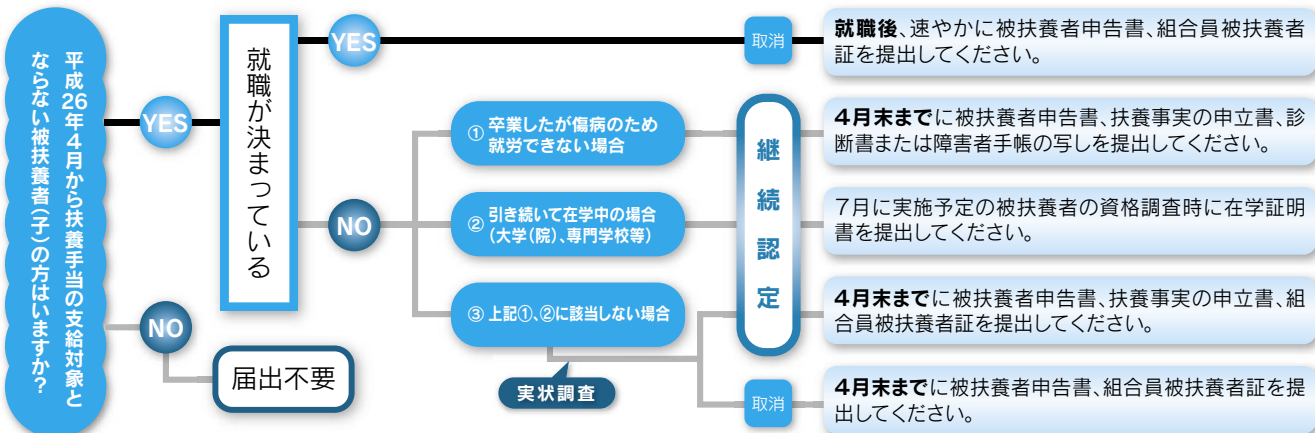


き続き組合員の扶養を受ける場合は、次の書類を**4月末まで**に提出してください。

- 被扶養者申告書
- 扶養事実の申立書
- 組合員被扶養者証

扶養の事実・扶養しなければならぬ実状を調査確認したうえで、認定の可否を判定します。(認定期間については、扶養の実態により最長1年の期限になります。)

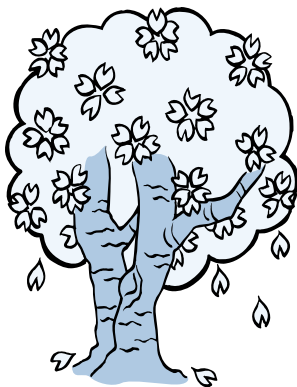
※詳細については、所属所の共済事務担当課(係)又は共済組合総務係 (TEL089-945-6315)へお問い合わせください。



## 組合員証の提示にご注意ください

被扶養者の取消後は、組合員被扶養者証を使用して保険医療機関等を受診することはできません。勤務先の健康保険等に加入するなど保険証が変わった場合は、医療機関等の窓口には必ず申出を行い、**新しい保険証を提示するよう**にしてください。

取消手続が遅れ、そのまま組合員被扶養者証を使用して保険診療を受けた場合には、**取消日に遡って共済組合が支払った医療費を全額返還していただくこと**となりますのでご注意ください。

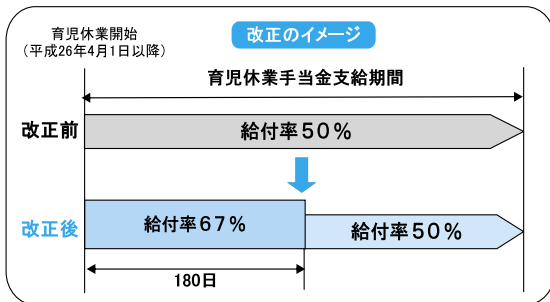


## 育児休業手当金の 給付率引上げ予定

現在、国会で審議されている雇用保険法の一部改正法案では、平成26年4月1日以降に育児休業を開始した者に対する育児休業給付金の給付率の引上げが予定されています。地方公務員等共済組合法の育児休業手当金においても同様の改正が予定されますので、その要旨について次のとおりお知らせします。詳細については、その取扱いが示されてから改めてお知らせします。

**対象者** 平成26年4月1日以降に、育児休業を開始する組合員

**給付額** 育児休業開始日から180日に達するまでは、給料日額の67%に相当する額  
それ以降は給料日額の50%に相当する額



## 柔道整復師（接骨院・整骨院）のかかり方

柔道整復師（接骨院・整骨院）から受ける施術には、共済組合から療養費として給付を受けられる場合と給付を受けられない場合があります、それぞれ以下のとおりとなっています。

受診の際は、どちらに該当するか確認した上で、負傷の原因を正確に伝えて正しく施術を受けましょう。

### 共済組合の給付を受けられる場合（一部負担）

- 打撲、ねんざ、挫傷（肉離れ等）
- 骨折、脱臼などの応急処置  
（応急手当後の施術については、医師の同意が必要です。）

なお、（一社）地方公務員共済組合協議会と受領委任契約を結んでいる柔道整復師などから施術を受ける場合、組合員証等を提示すれば、3割の自己負担（6歳年度末までは2割、70歳以上の一般所得者は1割（平成26年4月1日以降に新たに70歳になる者は2割））を支払えばよいことになっています。

組合員証等を提示して施術を受けた場合、柔道整復師に自己負担を支払うほかに、「療養費支給申請書」に署名が必要になりますが、この請求書には傷病名や施術内容などが記載されていますので、必ず内容を確認して署名してください。

また、領収書は必ずもらうようにして、金額などに相違がないか確認しましょう。医療費控除を受ける際にも必要となりますので大切に保管してください。



### 共済組合の給付を受けられない場合（全額自己負担）

※この場合は、組合員証等は使えません。全額自己負担となります。

- 日常生活における疲労、肩こり、腰痛
- あんま・マッサージ代わりの利用
- スポーツなどによる筋肉疲労・筋肉痛
- 内科的原因による疾患（神経痛やリウマチなどからくる凝りや痛み等）
- 骨折、脱臼（応急処置又は医師の同意が得られているものを除く）
- 症状の改善がみられない長期の施術 など



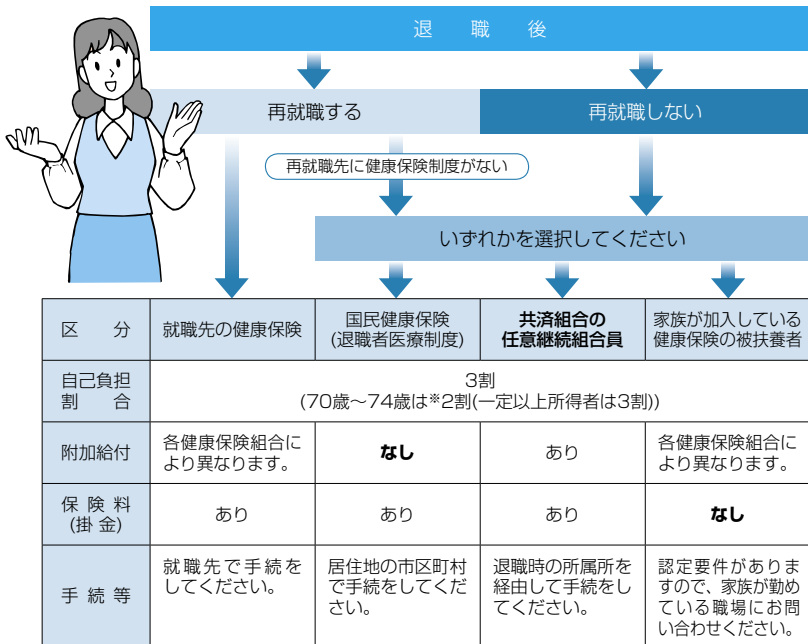
# 知っておきたい!

# 退職後の共済制度

平成25年度退職予定者  
相談会全日程終了  
参加者421人

退職間近の組合員の皆さんを対象に、退職後の生活設計の参考としていただくため、平成25年度退職予定者相談会を県内10箇所で開催し、先月24日に全日程を終了しました。

この相談会では、まず始めに全体説明会として、退職後に加入する医療保険制度（主に共済組合の任意継続組合員制度）について、また、退職共済年金の支給開始年齢や仕組み等一般的な事項について説明を行い、その後、個々の事情により確認したいことなどがある方を対象に、個別相談会を開催しました。なお、概要は次のとおりです。



\*平成26年3月31日以前に70歳に達した者は1割とすることが検討されています。

## 【60歳未満の被扶養配偶者がいる場合】

組合員が退職後、再就職しない場合には、その被扶養配偶者(60歳未満の者)は国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者に種別が変更となり、国民年金の保険料を納付する必要があります。

手続については、居住地の市区町村役場にご照会ください。



## 医療保険

退職後は、退職日の翌日から組合員の資格を喪失しますので、上図のいずれかの医療保険制度への加入手続を行う必要があります。

ここでは、共済組合の任意継続組合員制度について説明します。

### 任意継続組合員制度とは?

共済組合に任意継続掛金を納付することにより、退職後も引き続き在職中と同様に短期(医療)給付(休業給付は除く。)と共済貯金などの福祉事業の一部について適用を受けることができる制度です。

### 【加入要件】

退職の日の前日まで引き続き1年以上組合員であった方。

### 【申請手続】

退職の日から20日以内に、退職時の所属所を経由して「任意継続組合員資格取得申出書」を提出してください。

### 【加入できる期間】

2年間で限度とし、申出により途中で脱退することもできます。

### 【掛金について】

短期給付に必要な費用は、組合員と地方公共団体が折半により負担することとされていますが、退職後、任意継続組合員となった場合は、地方公共団体の負担分を含めた額が任意継続掛金となります。

また、40歳以上65歳未満の方は、介護保険の保険料の納付が必要です。掛金額の算定方法については、次頁を参照してください。

### 【掛金の納付方法】

毎月払い、半年前納、1年前納(年度単位)の3通りの方法があり、半年前納、1年前納については、割引制度が適用されます。

【被扶養者について】

退職時に被扶養者として認定されていた方は、認定要件に変更がなければ、引き続き被扶養者として認定が受けられます。

お願ひ

組合員証の返納は速やかに！

退職日の翌日以降、組合員証は使用できなくなりしますので、退職の際には必ず「組合員証」を所属所の共済事務担当課(係)を経由して共済組合へ返納してください。

また、「組合員被扶養者証」、「高齢受給者証」、「特定疾病療養受療証」及び「限度額適用認定証」が交付されている場合は、あわせて返納してください。

任意継続と国保  
どちらに加入するほうが有利？

医療給付については、前述のとおり、医療費の自己負担割合は各健康保険制度で全て同じとなっています。ただし、自己負担額が基準額を超えた場合、任意継続組合員制度(以下「任意」という。)では一部負担金

払戻金等の附加給付が受けられるので、当該給付のない国民健康保険(以下「国保」という。)と比べ、給付内容において有利であると言えます。

また、掛金(保険料)の比較では、退職後1年目は、国保の場合、前年(現職時)の収入を基に保険料が算定されることから、任意継続のほうが低くなる場合が多いようですが、退職後2年目については、収入の減少により国保の保険料のほうが低くなる場合が多いようです。

なお、国保の保険料は世帯ごとに算定され、上限額も設定されていることから、既に国保に加入されているご家族がいる場合には、保険料の追加が少額で済むケースがありますので、市区町村の国保担当窓口にてご確認ください。

退職後1年目は任意継続に加入し、2年目は国保に切り替えることも出来ますので、ご自分の状況にあわせて医療保険制度を選択してください。



※国保など他の医療保険制度に一度加入されますと、その後任意継続に加入することはできませんので、ご注意ください。

平成26年度任意継続掛金(短期掛金・介護掛金)について

平成26年度の任意継続組合員に係る掛金率及び掛金額は、下表のとおりとなります。

任意継続掛金の算定式

次の①、②のいずれか低い額に掛金率を乗じて求めます。

- ① 退職時の掛金の標準となった給料月額  
(ただし、組合員期間が15年以上、かつ55歳以上で退職した場合は、退職時の給料月額に80/100を乗じた額)
- ② 平均給料月額(平成26年1月1日現在における現職組合員の平均給料月額)310,000円  
(平成25年度:322,000円)



$$\begin{matrix} \text{任意継続掛金の基礎となる給料月額} \\ \text{(①、②のいずれか低い額)} \end{matrix} \times \begin{matrix} \text{短期掛金率} \\ \text{介護掛金率} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{短期掛金額(月額)} \\ \text{介護掛金額(月額)} \end{matrix}$$

※1 介護掛金は、40歳以上65歳未満の方が納付することとなります。  
2 掛金率及び平均給料月額は、年度によって変わる場合があります。

支払方法による年間掛金額(上限額)の比較

区分	年間掛金額	
	26年度	25年度
毎月払い	493,452円 (56,544円)	498,456円 (52,932円)
半年前納	488,645円 (55,993円)	493,601円 (52,416円)
1年前納	484,692円 (55,540円)	489,607円 (51,992円)

※1 平成26年4月に資格取得した場合の掛金額です。  
2 半年または1年前納の場合には、割引が適用されます。  
3 ( )内は介護掛金額です。

掛金率及び月額掛金の上限額

区分	26年度	25年度
掛金率	132.65% (15.20%)	129.00% (13.70%)
月額掛金の上限額	41,121円 (4,712円)	41,538円 (4,411円)

※( )内は介護掛金率及び介護掛金額です。

# 年金

【平成25年度に

退職する方の場合】

## 年金の決定請求・退職 改定請求について

昭和28年4月2日以降生まれの一般組合員は年金の支給開始年齢が段階的に65歳へと引き上げられる(注1)こととなっています。

その中で組合員期間1年以上の方が支給開始年齢に到達し退職共済年金の受給権が発生する場合は、年金の請求をしていただくこととなりますが、**再任用で在職中**(再任用職員としてフルタイム勤務などにより引き続き組合員資格を有している状態。以下同じ。)の方とそうでない方では取り扱いが異なります。

**再任用で在職中**の方は、在職中であっても所属所から渡される請求書を提出する必要がありますが、原則、全額支給停止となりま

す。また、再任用の退職時には、受給権発生時から退職するまでの組合員期間と給料(期末手当等を含む。)を追加算入し再計算をする「退職改定」の請求が必要となります。

**再任用で在職中以外の方は**、支給開始年齢到達月の翌月分(注2)から給料比例部分の支給が始まりますので、本組合から自宅へ送付される請求書を支給開始年齢到達以後に元の所属所へご提出ください。(ただし、昭和28年4月2日から同年6月1日生まれの方は、所属所から請求書が渡されます)

このほか、遺族の年金や障害の年金を受給中の方が、退職共済年金の受給権を有する場合には、原則として、いずれか一つの年金を選択するようになりますのでご注意ください。

(注1) 一定条件に該当する特定消防組合員の給料比例部分支給開始年齢は、一般組合員の移行スケジュールより6年遅れとなっております。

(注2) 今年の3月末で定年退職となる昭和28年度生まれの一般組合員については、61歳到達

月の翌月分からとなります。

## 退職届書の提出について

退職の時点では年金の支給開始年齢に達しておらず年金請求権がない場合は、「退職届」を提出することになります。この届書を提出された方には、「組合員期間登録通知書」を交付します。

なお、住所・氏名を変更する場合は、必ず共済組合年金係にご連絡ください。

## 障害の状態にある方の 特例について

障害の状態にある方については、障害共済年金や退職共済年金の障害者特例の制度がありますので所属所の共済事務担当課(係)又は共済組合年金係へご相談ください。

なお、障害の程度については、身体障害者手帳の等級とは異なります。

## 再就職される皆様へ

年金受給権者が民間会社等に再就職し雇用保険に加入した場合には、退職後に失業給付を受給することができます。しかし、65歳未満の退職共済年金受給者が失業給付を受給した場合、受給している間は、失業給付の額にかかわらず、退職共済年金(職域年金部分を除く。)が支給停止となります。一方、老齢厚生年金は全額支給停止となります。再就職先を退職して失業給付の受給申請をする際は必ず共済組合年金係までご連絡ください。

## 特例水準の解消に伴い年金額が 減額されます

平成25年9月までの年金は、2.5%高い水準(特例水準)で支給されてきました。この特例水準を平成25年度から平成27年度までの3年間で解消することになり平成25年10月以降の年金額はそれまでの年金額から1.0%減額されています。

なお、今後の特例水準解消のスケジュールは、平成26年4月に1.0%、平成27年4月に0.5%それぞれ減額予定となっていました。平成26年4月については、平成25年の物価・賃金上昇のため、0.7%の減額とされることとなります。

# 貯金事業

年利1.0%

(税引後0.79685%)

共済貯金は、退職後に共済組合の任意継続組合員となった場合に限り、現職のときと同様に引き続きご利用いただけます。預入は「臨時増額貯金払込通知書」により共済貯金払込取扱金融機関から振込みを行うことで、払戻は「共済貯金払戻請求書」を共済組合へ提出することで、ご利用いただけます。なお、退職後は定例貯金(給料控除)のご利用ができなくなり、その提出が必要となります。また、現在口座をお持ちでない方も新たに加入いただけますので、退職金の運用先としてご利用ください。

任意継続組合員にならない場合又は任意継続組合員でなくなった場合はご解約となります。「共済貯金解約請求書」を、所属所の共

済事務担当課(係)を通じてご提出ください。

共済貯金の解約送金の日は通常月末となっておりますが、3月5月は特に請求件数が多いため、受付次第、順次送金いたします。

なお、各月下旬に解約請求書を提出された場合は、至急の申出をいただきましても当月内の送金に間に合わない場合がありますのでご了承ください。

## 共済貯金払戻請求書の受付締切及び送金予定日について

払戻金額	定例締切日	定例送金日
300万円以下	火曜日	金曜日
300万円超(通常の場合)	月末営業日の3営業日前	月末営業日の1営業日前
300万円超(至急の場合)	火曜日	金曜日

※300万円超の場合、請求書の至急・月末のいずれかを○で囲んでください。表示のない様式の場合は、朱書きで余白に至急・月末のいずれかをご記入ください。

※月初め、年末年始、連休期間中の締切予定日・送金予定日は、変更になることがあります。詳しくは、共済組合ホームページに掲載の「貯金払戻スケジュール」をご覧ください。

# 貸付事業 物資供給事業

退職後のご利用はできません(任意継続組合員となった場合でもご利用できません)。ので、退職するときに貸付又は物資供給事業の未償還金が残っている場合は、退職金から控除させていただくこととなります。

# 保健事業

退職により現職組合員の資格を喪失された方は、任意継続組合員となった場合でも、人間ドック等利用助成事業などの保健事業は利用できません(被扶養者も同様)。退職前に助成金等の請求事由が発生した場合は、退職後であっても請求できますが、共済事務担当課(係)を通してのご請求になりますので、なるべく退職までにご請求ください。



ただし、特定健康診査・特定保健指導については、退職後は任意継続組合員となった場合のみ利用できません(被扶養者も同様)ので健康管理・生活習慣の見直しなどに是非お役立てください。毎年6月上旬に、「特定健康診査受診券」を、また特定健康審査の結果で特定保健指導の対象となった方には、随時「特定保健指導利用券」を送付いたしますので、共済組合の契約機関にて受診・利用をお願いします。

ご入学・ご進学おめでとうございます！

# 入学・修学貸付受付中です

教育ローンのことなら共済組合へ  
利用申込はお早めに

共済組合では、組合員又は被扶養者(共済組合の被扶養者の認定を受けていない子を含む。)の入学・修学に必要な資金の貸付(入学貸付・修学貸付)を行っています。貸付の**申込時期**は、原則として**3月～4月**です。**5月以降は、貸付額が制限される場合や貸付できない場合があります**ので、利用を希望される方は、お早めに所属所の共済事務担当課(係)へお申出ください。

	入学貸付	修学貸付
貸付事由	<b>入学時に要する諸費用</b> ● 入学金、教科書代、授業料等 ● 敷金礼金等 ● 受験料	<b>修学(進学・進級)に要する諸費用</b> ● 当該年度分の授業料、通学費用 ● 家賃
貸付限度額	給料月額 <sup>1</sup> の6か月分以内 (200万円を超える場合は200万円) ※1万円単位	修業年限の年数に相当する月数1月につき 10万円以内(年額120万円を超える場合は120万円) ※1万円単位
貸付利率等	○ 貸付利率は、 <b>年2.66%</b> (平成26年4月から) ※ <b>貸付利率</b> は、貸付規程の本則利率の改正や財政融資資金利率の変動に伴い <b>変動</b> します。 ○ 修学貸付は修業期間中、入学貸付は申出があった場合に、修業年限を限度として元金の償還が据置られます。(元金据置期間中は利息分のみ償還になります。) ○ 毎月の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が <b>給料月額<sup>1</sup>の30%</b> を超える場合、又は年間の償還額(他の金融機関等からの借入や共済組合物資供給事業を含む。)が <b>年収<sup>2</sup>の30%</b> を超える場合は、貸付を受けられません。 ○ 制度の詳細については共済組合ホームページをご覧ください。その他ご不明な点は、共済組合貯金貸付係又は所属所の共済事務担当課(係)までお気軽にお問い合わせください。 (共済組合貯金貸付係 Tel.089-945-6316)	

## マイカーローンは共済組合が 便利でお得

物資供給事業契約業者(物資指定店)では、共済組合の立替払い(ローン)で自動車等の必需品が購入できます(上限200万円)。

償還(返済)方法は、支払い忘れのない給与控除で、毎月給料からは**60回以内**、賞与からは**立替金額の半分以内**でそれぞれ**自由に設定**できますので、ご利用をご検討ください。

なお、事業の詳細及び指定店名簿につきましては、共済組合**ホームページ**をご覧ください。  
(<http://www.ehime-kyosai.jp/>)

年利 **2.9%**  
(変動金利)

平成26年3月1日現在

物資供給  
事業の  
ご案内





# 【共済貯金】ボーナス定例貯金開始

## 平成26年6月期から



平成26年4月から、共済貯金の事業内容の一部が次のように変わります。

### ボーナスからの控除による定例貯金の新設

毎月の給料からの控除による定例貯金に加え、これとは別に、ボーナス(期末勤勉手当)からの控除による定例貯金をご利用可能となります。

平成26年6月期から、6月及び12月の年2回、任意の額(千円単位)を貯金することができるようになります。  
 ※ボーナスからの控除による定例貯金に関する事務手続の詳細につきましては、共済組合から所属所の共済事務担当課(係)へお知らせすることとしています。

### 一部払戻金送金通知の廃止

一部払戻金の送金時にお送りしている「共済貯金送金通知書」は廃止し、平成26年4月1日以降、解約金の送金時にのみ「貯金解約通知書」をお送りすることになります。

### 様式変更

上記に伴い、平成26年4月から次の様式が変わります。

・貯金加入申込書(様式第1号) ・臨時増額貯金払込通知書(様式第2号) ・変更届(様式第3号)

※変更後の新様式につきましては、平成26年3月31日までに所属所の共済事務担当課(係)へお送りする予定です。

### 貸付事業

## 抵当権・一部負担金が廃止されます

～平成26年4月から～

平成26年4月から、貸付事業の制度内容が次のように変わります。

#### ■ 抵当権の廃止

400万円を超える住宅貸付及び災害貸付の貸付条件であった抵当権の設定が廃止されます。

#### ■ 保険料一部負担金(保証料)の廃止

普通貸付、特別貸付及び抵当権の設定を要しない住宅貸付・災害貸付の貸付利率に計算されている債権保全費用の一部負担(年0.06%)が廃止されます。

このことにより、これらの貸付の償還利率が年0.06%下がることとなります。

これらの変更内容については、償還中の貸付金にも適用されますので、詳細が決まり次第、お知らせいたします。

### 物資指定店の追加・変更・取消

区分	年月日 (変更は届出日)	指定店名	所在地	電話番号	取扱商品
追加	H25.11.28	㈱ライジングソリューションズ カーコン MASAKI 店	伊予市下三谷 725-1 伊予郡松前町北黒田 349-1	(089)982-2258 (089)994-5110	自動車 (車検含む)
取消	H25.12.31	ジョーズテアイ 23			自動車 (車検含む)
取消	H25.12.31	㈲丸忠			洋服
店舗追加	H26.1.10	愛媛ダイハツ販売㈱ U-CAR 松山	松山市宮田町 179	(089)945-2130	自動車
店舗取消	H26.1.10	愛媛ダイハツ販売㈱ U-CAR 新居浜			自動車
店舗追加	H26.1.11	㈱ホンダ四輪販売四国 松山久米店	松山市久米町 775-1	(089)958-6800	自動車 (車検含む)
店舗取消	H26.1.11	㈱ホンダ四輪販売四国 枝松店			自動車 (車検含む)
店名変更	H26.1.17	JA えひめエネルギー㈱ 新 オート事業部松山店 (オートパル松山) ◀ 旧 オート事業部松山店	伊予郡砥部町拾町 153-1	(089)956-0666	自動車 (車検含む)
店舗追加		JA えひめエネルギー㈱ オートパル久万	上浮穴郡久万高原町菅生 2-1780-1	(0892)21-0072	
		JA えひめエネルギー㈱ 西条店 (オートパル小松)	西条市小松町新屋敷甲 1033-4	(0898)72-2921	

# ★年金者連盟からのご案内★

市町等を退職し年金受給者になられた方々は、ぜひ年金者連盟にご加入を！

## 年金者連盟とは…

「愛媛県市町村職員年金者連盟」は、愛媛県市町村職員共済組合の組合員であった方で、全国市町村職員共済組合連合会から年金を受給され、年金者連盟に加入された方を会員とする団体です。

年金者連盟は、年金受給者の退職後における会員相互の親睦と経済生活の向上(年金改善運動)を目的に昭和43年に設立され、現在の会員数は約9,500名となっており、県下郡市による18の支部に分かれて活動しています。

## 主な活動と事業

- 1 各支部(又は分会)の総会開催時の年金制度改正の説明や年金相談
- 2 年金受給者の処遇改善の陳情を全国の連盟と共に実施
- 3 会員の金婚・長寿(古希・喜寿・米寿・白寿)の慶祝と弔慰金の給付
- 4 「連盟だより」の年2回発行
- 5 団体傷害保険・団体疾病保険・がん保険の斡旋など

## 連盟の会費と加入方法

会費の額/年金額に応じ年間500円〜5,000円

会費納入方法/毎年4月の年金支給期に年金から控除

加入方法/「年金者連盟加入届」に住所・氏名等を記入捺印のうえご提出下さい。

## お問い合わせ

ご不明な点や詳細は、共済事務担当課、または、愛媛県市町村職員年金者連盟 TEL089-921-5651まで



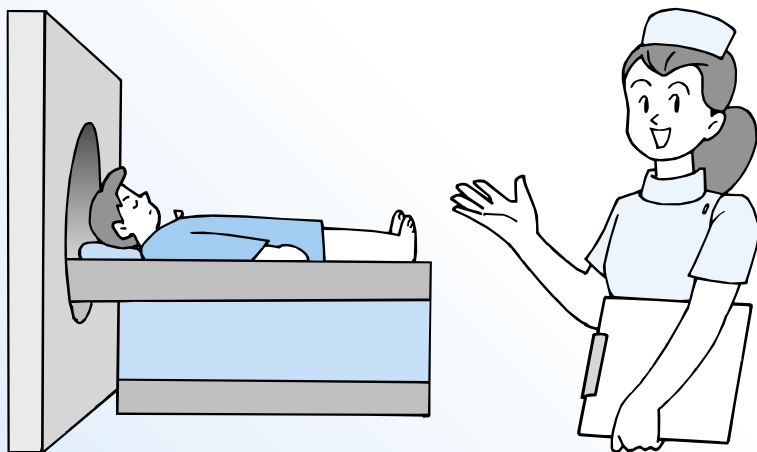
# 人間ドック等申込状況

平成26年度の人間ドック等申込状況は、次表のとおりとなりました。現在健診機関との調整を行っておりませんが、希望する申込内容での決定とならない場合もありますので、ご了承ください。また、申込後の健診機関・利用区分の変更はできません。

平成26年度人間ドック等申込状況 (人)

種別 利用区分	組員	被扶養者	合計
1日	8,403	1,835	10,238
2日通院	588	—	588
1泊2日	465	—	465
脳ドック	208	—	208
合計	9,664	1,835	11,499

「人間ドック等利用券」は、4月利用者分を3月中旬に、以後随時配付いたしますので、お手元に届きましたら健診日まで紛失しないように保管し、当日健診機関にご提出ください。利用券の提出がない場合は、助成を受けることができませんので、ご注意ください。



# 愛媛県市町村職員共済組合の組合員のみなさまへ

舞妓はんが歩く  
祇園の町並み、  
修学旅行でにぎわう清水寺、  
嵐山、金閣寺、  
世界遺産の和食・京料理…。  
古くて新しい町『京都』は  
あなたを  
【おもてなし】いたします。



今度の  
休暇は、  
京都で  
まったり。

京都府市町村職員共済組合宿泊施設

## ホテル セントノーム 京都

### 「料理長おすすめ」宿泊プラン

1泊2食+夕食のワンドリンクサービス付の宿泊プランです。  
夕食は和食または洋食の中からお選びいただけます。

#### 和 京料理 山水

四季折々、旬の素材を生かした本格的な京会席をお召し上がりいただけます。



ツインルーム



#### 洋 Restaurant FLORE フロー

オリジナリティあふれる創作西洋料理をお召し上がりいただけます。

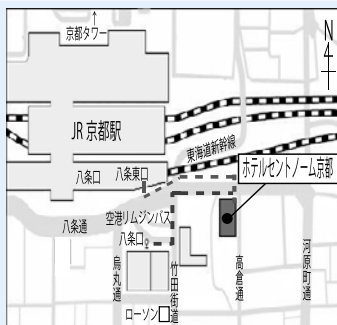


和室

京料理『山水』の北庄司料理長が『京都ものづくりフェア2013』において京都市長より表彰されました。



当施設は、愛媛県市町村職員共済組合の福祉施設利用助成対象施設です。



### CENTNOVUM KYOTO ホテル セントノーム 京都

TEL / 075-682-8777  
FAX / 075-682-8787

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町 19-1

【アクセス】

- JR 京都駅八条東口より東へ徒歩 3 分
- 無料駐車場完備

ホテルセントノーム 京都



# 歓送迎会プラン

ご予約  
承り中

平成26年3月1日出～平成26年5月31日まで

## ★おすすめコース★

・和洋卓料理・和洋コース・**3,500円**(税込)

### ～お品書き～

〔和洋卓料理〕

〔和洋コース〕

冷 菜	春菜ベーコンと茹竹のオニオンサラダ	冷 菜	きびなご南蛮シーザーサラダ
造 り	季節の三種盛り	造 り	春の三種盛り
温 物	生湯葉万十	温 物	一口焼き湯葉
洋 皿	菜の花と豚肉のロールカツ	一人コロ	伊予牛すき焼風鍋
焼 物	新じゃがと彩り野菜ポロネーゼグラタン	洋 皿	メカジキハーモニカステーキ
鍋 物	春キャベツと豚ロース鍋	スー プ	ちりめんと菜種スープ
揚 物	筍抹茶衣の春揚げ	揚 物	ジャコ海老かき揚げ
御 飯	海鮮太巻	御 飯	蟹太巻サラダ、穴子細巻
果 物	季節のフルーツ	果 物	トロ〜り杏仁マンゴー豆腐



(写真は8人盛)

**2時間飲み放題** 一人様 **1,500円** (税込)

瓶ビール・日本酒・焼酎・チューハイ・ソフトドリンク  
ワイン・ウイスキー・ノンアルコールビール

※上記以外にも各種料理をご予算に合わせてご用意させていただきますのでお気軽にお問い合わせ下さい。

### 宿泊予約状況(2月28日現在)

3月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
	×	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
	●	●	●	●	●	×	▲	●	●	●	●	●	●	●	●

4月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
	●	●	●	●	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●
16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
	●	●	▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

● 余裕あり ▲ あと僅か × 満室

### 「四国4県共済会館・宿泊施設合同キャンペーン」

## 「四国旅劇場」

四国の味を  
食べ尽くそう!

平成27年3月31日まで

1日目 お一人様 1泊2食付 7,500円(税込)

2日目 10%off 3日目 50%off 4日目 無料

巡れば巡るほど、お得になる!!

ご予約はお電話にて  
好評承り中!!

詳しくはえひめ共済会館ホームページをご覧ください。

ご予約・お問い合わせは .....

## えひめ共済会館

TEL 089-945-6311

FAX 089-945-6322

〒790-0003 松山市三番町5丁目13-1

<http://www.ehime-kyosai.jp/kaikan/>



### 表紙によせて

#### 陶街道五十三次(砥部町)

砥部陶街道五十三次とは、砥部町の名所を巡るスタンプラリーのことです。

四季折々のイベントや観光情報、砥部焼商品などの情報満載の「陶街道五十三次しらべ帖」を県内主要書店や役場、砥部焼伝統産業会館などで購入し、町内各地にあるスタンプをしらべ帖に押していきます。

全て集めて砥部焼伝統産業会館に持参すると、完巡者メダル(コースターとしても使用可能)、とべ温泉入浴券などがもらえます。

4月19日・20日には砥部町陶街道ゆとり公園ほかで砥部焼まつりも開催されます。



### 一組合の現況

(平成26年1月末現在)

◎所属所数	.....	41
◎組合員数	.....	14,714人
男	.....	9,628人
女	.....	5,086人
◎平均給料月額(短期)	.....	310,578円
◎被扶養者数	.....	17,770人
(含任継)	.....	内243人
◎任意継続組合員	.....	359人
◎年金受給者数	.....	16,788人